

担当局・区	建設局	審議会等の名称	みどりのまちづくり審議会
-------	-----	---------	--------------

現在員	13 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 46%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審議会発足時の委員を計画的に改選しているところであるが、継続して審議するために一度の改選で交代できる委員に限りがあるため。次回の改選までには基準を満たすことができる見込みである。
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審議会発足時の委員を計画的に改選しているところであるが、継続して審議するために一度の改選で交代できる委員に限りがあるため。次回の改選までには基準を満たすことができる見込みである。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	該当する委員は、本市の緑化活動も実施している地域社会活動を行う団体に所属されており、地域社会活動や緑化活動に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、本審議会に必要不可欠な委員であるため選任しています。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本審議会委員については、造園や環境、建築についての専門知識が不可欠であり、候補者が非常に限られてしまいますが、委員の任期満了に伴う改選等、新たに委員の選任が必要となった場合は、指針に沿った委員を選任するよう努めます。

担当局・区	建設局	審議会等の名称	大阪市屋外広告物審議会
-------	-----	---------	-------------

現在員	13 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 46%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	屋外広告物審議会では、屋外広告物施策に関する重要事項の審議を進めることとしており、屋外広告物条例や規則等の改正等に向け、これまでの経過を踏まえながら、継続的に審議する必要があります。当該委員については、屋外広告物制度に精通し、屋外広告物施策に関する幅広い知識と経験があるため、必要不可欠な存在として引き続き選任しています。
再任2回以上	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	屋外広告物審議会では、屋外広告物施策に関する重要事項の審議を進めることとしており、屋外広告物条例や規則等の改正等に向け、これまでの経過を踏まえながら、継続的に審議する必要があります。当該委員については、屋外広告物制度に精通し、屋外広告物施策に関する幅広い知識と経験があるため、必要不可欠な存在として引き続き選任しています。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	屋外広告物審議会では、屋外広告物施策に関する重要事項の審議を進めることとしており、屋外広告物条例や規則等の改正等に向け、これまでの経過を踏まえながら、継続的に審議する必要があります。当該委員については、屋外広告物制度に精通し、屋外広告物施策に関する幅広い知識と経験があるため、必要不可欠な存在として引き続き選任しています。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後改選の際には「審議会の設置及び運営に関する指針」の基準を満たすよう、適任である学識経験者を探す等により、指針に適合するよう努めます。

担当局・区	建設局	審議会等の名称	海老江下水処理場改築更新事業の環境監視に係る有識者会議
現在員	3 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	1 人 ・ 33%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	女性有識者の選任に努めたが、大気環境工学や地盤環境工学、環境リスク評価の分野における女性有識者が少なく、女性委員の登用ができなかったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	今後、専門性を兼ね備えた有識者の動向を注視するなど、見直しに向けた検討をすすめていきます。		

担当局・区	建設局	審議会等の名称	道頓堀川水辺空間魅力創出検討会
-------	-----	---------	-----------------

現在員	12 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 17%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域との密接な関わりがあり、地域に対して知識が豊富な沿川隣接商工業関係者の参加が不可欠となっており、結果として基準を達成できていない。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域との密接な関わりがあり、地域に対して知識が豊富な沿川隣接商工業関係者の参加が不可欠となっており、結果として基準を達成できていない。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	指針の基準を満たす委員適任者がいる場合は積極的に選任するように努めます。また、沿線地域代表者の大半が男性であるとともに、70歳を超える方が多く就任しており、基準を満足することが難しい状況ではありますが引き続き、基準を達成するよう努めます。

担当局・区	建設局	審議会等の名称	特別史跡大坂城跡石垣修復検討会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	0 人 ・ 0%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	石垣修復検討に必要となる各分野の有識者の選任を行いました。が、城郭や石垣修復といった内容に関する女性の有識者は少なく、女性委員の比率は0%に留まりました。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	指針の基準を満たさない3名は、ともに城郭や石垣修復などに関して識見を有し、石垣の修復に非常に精通されていることから、本会議を開催するうえで必要不可欠な人材のためです。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員の辞任等で委員選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、女性登用率の向上や若年層委員の積極的な登用などに努めます。		

担当局・区	大阪港湾局	審議会等の名称	大阪市港湾審議会
-------	-------	---------	----------

現在員	28 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・学識経験者、市会議員（市民の代表として）、港湾関係者、関係行政機関から幅広く意見を聴取するため
女性数・女性比率	6 人 ・ 21%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任である市会議員の3名中2名およびその他（団体関係者、行政関係者）の各委員全員が男性であるため
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるため
再任2回以上	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるため
70歳超	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・充て職での選任であるため
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	充て職以外の委員（大学職員(学識経験者)）については、本審議会の所期の目的を達成するために相応しく、かつ指針の基準を満たす女性委員適任者がいる場合には、積極的に選任するように努めます。

担当局・区	消防局	審議会等の名称	あべのタスカル魅力向上アドバイザー会議
現在員	4 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	2 人 ・ 50%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	当該委員は、内閣府中央防災会議専門委員会委員や総務省消防庁消防大学校消防研究センター所長を歴任されるなど、消防防災分野の専門家であり、防災学習に関する豊富な知見を有しており、会議を進めるうえで必要不可欠な人材であるため		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	現時点において、同委員は本会議の運営に必要不可欠であると考えているが、今後は会議の進捗状況等を踏まえたうえで、同委員以外で同様の役割を果たすことができる人物を選任する方法を検討していく。		

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市文化財保護審議会
-------	----------	---------	-------------

現在員	17 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 41%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	5 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	適任者であり、文化財保護条例施行規則においても妨げがないため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後の委員選任において、引き続き指針の基準を満たすよう努めていく。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	難波宮跡整備計画検討委員会議
-------	----------	---------	----------------

現在員	8 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 25%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	次回改選時に女性委員の確保に努める。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	7 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	新任者について検討を行ったが、結果的に適任者を確保することができなかったため。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	適任者であり、難波宮跡整備計画検討会議開催要綱においても妨げがないため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後の委員選任において、引き続き指針の基準を満たすよう努めていく。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	指導力向上支援・判定会議
-------	----------	---------	--------------

現在員	7 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4 人 ・ 57%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本会議の委員は、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者である必要があり、その観点で選任を行ったところ、適任者であり、また、在任期間が引き続き4年を超えていないため。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後の委員選任においては、指針の趣旨を十分に踏まえ、基準を満たすよう努めていく。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	大阪市社会教育委員会議
-------	----------	---------	-------------

現在員	14 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	7 人 ・ 50%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	指針の内容を説明した上で後任の選出依頼を行ったところ、年齢要件を満たしていないが団体から最も相応しいとして推薦されたため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	引き続き団体に推薦の依頼をしていく必要があるため、次期の後任委員の改選においては、団体の構成員で必要な専門知識を有し、かつ指針の要件を満たす方を選任できるよう努めます。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
-------	----------	---------	------------------------------------

現在員	22 人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	調査審議対象事案の発生件数の推移等を踏まえ、円滑な調査審議活動を実施するために22人の委員が必要となったものです。なお、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第2条第1項において、本委員会の委員数の上限は「30人」と定められております。
女性数・女性比率	8 人 ・ 36%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	調査対象事案の終了に伴って、複数の委員を解嘱した結果、8月1日時点では基準を下回っていますが、新たに女性の委員を委嘱する予定としています。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該の委員に関しましては、調査審議を行う上で必要となる専門的な知識・経験等を有する方の推薦依頼をしたところ、適任であるとして推薦されており、提出された経歴も鑑みて、当審議会に選任する必要があると判断しています。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員数に関しましては、調査対象事案の発生件数の推移を注視し、調査審議に必要な適正規模の委員数となるよう継続的に検討します。 委員の女性比率に関しましては、今後の委員の委嘱の際に適切な比率となるよう検討します。 70歳超の委員に関しましては、次の改選時に改めて必要性について検討します。

担当局・区	生野区役所	審議会等の名称	北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校適正配置検討会議
-------	-------	---------	-------------------------

現在員	10 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 20%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	児童の保護者及び地域の住民については、学校の状況をよく知る方からの意見聴取が重要と考えることから、P T A 役員や地域役員を担っている方に委員を選任することとなった。P T A 役員や地域役員を担っている方に男性が多いことや、会議は平日夜間に開催されることから、男性の比率が多くなる結果となった。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域住民や学校協議会の構成員については、学校や地域の状況をよく知る方からの意見聴取が重要と考えることから、地域役員を担っている方に委員を選任することとなった。地域役員を担っている方は、70 歳を超える方が多いことから、選任時点で71 歳以上の委員を選任することとなった。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後、委員の変更が生じた場合には、指針の基準に沿った見直しを検討し選任を行う。

担当局・区	福島区役所	審議会等の名称	福島区教育会議
-------	-------	---------	---------

現在員	10 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1 人 ・ 10%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長を中心として委員就任を依頼した結果、女性1名のみとなりました。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	4 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長を中心として委員就任を依頼した結果、再任2回が4名となりました。
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該委員は長く福島区の地域団体活動に従事され、見識・人柄も優れています。本会議においても地域団体の立場に加え、広い視野からのご意見がいただけるため、委員を依頼しています。
本市職員	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長を中心として委員就任を依頼した結果、本市職員がPTA会長を務めていたためです。
今後の見直し方針	基本的に地域活動で中心的な役割を果たしている方、保護者の意見を総合的に集約できる方として各校のPTA会長に委員を依頼していますが、地域等の意向も確認のうえ、無理のないかたちで改善を検討してまいります。

担当局・区	西区役所	審議会等の名称	西区教育会議
-------	------	---------	--------

現在員	11 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 18%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	令和3年9月の委員改選において、女性の委員を確保するべく各委員の属する学校協議会が置かれている小中学校の校長等から意見聴取を行ったが、結果的に適任者がいなかったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後の委員選定（交代・改選）にあたっては、女性委員の確保に向けて、各委員の属する学校協議会が置かれている小中学校の校長等との意見交換を進めてまいります。

担当局・区	天王寺区役所	審議会等の名称	天王寺区教育会議
現在員	19 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 16%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育に関する意見を聴取するという会議の趣旨から、当会議委員は、校区及び学校の状況を良く把握している各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者、並びに区政会議子育て・教育班の委員によって構成しており、性別を問わず委員としています。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	4 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育に関する意見を聴取するという会議の趣旨から、当会議委員は、校区及び学校の状況を良く把握している各小中学校の学校協議会委員のうち学校から推薦を受けた者、並びに区政会議子育て・教育班の委員によって構成しており、年齢を問わず委員としています。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	天王寺区教育会議は、教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業について、その立案段階から保護者及び地域住民等の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に関し意見を聴くことを目的としており、当会議委員は、会議の趣旨からも性別や年齢に関わらず校区及び学校の状況を良く把握している者が望ましいと考えます。 当会議委員については、当会議と区政会議双方の会議における教育に関する意見が相互に議論に反映されるよう、令和元年度より、各校の学校協議会委員に加え、区政会議の子育てや教育について議論する分科会（子育て・教育班）の委員を含めた委員構成に変更しています。		

担当局・区	淀川区役所	審議会等の名称	淀川区子ども教育会議
現在員	10 人		
指針の基準（20人以内）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
女性数・女性比率	3 人 ・ 30%		
指針の基準（40%以上）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	保護者や地域住民から女性の委員を確保すべく選定作業を行ったが、結果的に適任者が不在だったため。		
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	3 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	改選時に変更を予定している。		
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	1 人		
指針の基準	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	改選時に変更を予定している。		
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	委員の任期について、令和3年7月末で満了しているが、現在改選に向けて検討中であり、改選までは現委員で開催する。次の改選時には、在任期間3年を超える者については、再任せず、女性比率を踏まえ適任となる人材を確保すべく、引き続き選定作業を行う。		

担当局・区	東淀川区役所	審議会等の名称	東淀川区教育会議
現在員	23 人		
指針の基準（20人以内）	満たしていない		
指針の基準を満たさない理由	教育会議の目的に照らして、教育の振興に係る施策及び事業並びにこれに関連する分野の施策及び事業に対して高い関心をもつ幅広い範囲の委員からの意見を求める必要があるため。		
女性数・女性比率	13 人 ・ 57%		
指針の基準（40%以上）	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
在任4年超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
再任2回以上	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
70歳超	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
本市職員	0 人		
指針の基準	満たしている		
指針の基準を満たさない理由			
今後の見直し方針	必要に応じて見直しを検討します。		

担当局・区	阿倍野区役所	審議会等の名称	阿倍野区教育会議
-------	--------	---------	----------

現在員	5 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 40%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	<p>指針の基準を満たしていない1名については、阿倍野区教育会議開催要綱第3条第2項第2号に定める「地域住民」の代表として選定すべき委員について、長年にわたって地域の見守り活動等に従事し、常盤小学校協議会委員として本区における教育の課題や地域の子どもの現状を深く理解している方であるため、地域住民の代表として「地域の青少年の健全育成」という視点から意見を聴取できると判断した。</p> <p>以上より、指針における年齢要件を満たさないものの、阿倍野区の教育施策につき意見を聴取する会議である教育会議において余人をもって代えがたいと判断したため。</p>
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回委員改選時に本指針に則した委員の選出を行う。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	住吉区総合教育会議
-------	----------	---------	-----------

現在員	11 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6 人 ・ 55%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	3 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	70歳未満の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次の改選時において、70歳未満の委員を確保すべく、各団体と早期調整を図り適任者の推薦依頼等を行う予定です。

担当局・区	平野区役所	審議会等の名称	平野区教育会議
-------	-------	---------	---------

現在員	8 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	3 人 ・ 38%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	教育会議の目的に密接に関連する団体等の代表者等を選任する必要があるが、その代表者等に女性が少ないため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	教育会議の目的に密接に関連する団体等の代表者等を選任する必要があるため。
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	団体推薦の場合、なるべく女性を推進してもらうよう団体に依頼します。

担当局・区	教育委員会事務局	審議会等の名称	北区教育会議
-------	----------	---------	--------

現在員	16 人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2 人 ・ 13%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員については、北区小中学校のPTA役員の中から推薦を受けて就任いただいております。今回、推薦いただいた方がすべてPTA会長であり、男性の割合が高かったため。
兼務3以上（他の審議会等の兼務数）	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任4年超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任2回以上	2 人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員については、北区小中学校のPTA役員の中から推薦を受けて就任いただいております。PTA会長を連続で引き受ける方が多いため。
70歳超	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0 人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次期改選時には、可能な限り、PTA会長が男性でPTA副会長が女性の場合は副会長を推薦いただくとともに、また、前年度に当委員に就任いただいた場合においても副会長を推薦いただくようお願いする予定です。